

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活福祉資金 特例貸付にかかる貸付金償還免除手続きのご案内

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
福祉支援部 生活支援班

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等特例貸付」について、厚生労働省から緊急小口資金等特例貸付の貸付金償還免除の取扱いについて通知がありましたので、以下のとおりご連絡いたします。

(ご案内の内容)

1. 償還免除の判定年度・対象等について (P.2)
2. 償還免除要件について (P.3)
3. 償還免除申請に伴う提出書類、送付先について (P.4~P.7)
 - 【要件①に該当する方へ】免除対象確認フローチャート
 - 【要件①に該当する方へ】免除申請書(様式1-1)の「世帯状況」の選択について
 - 【要件①に該当する方へ】免除申請書(様式1-1)の記入例
4. 償還免除判定結果の通知、および償還(返済)開始について (P.8)
5. 住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税とわかる証明書の取得方法について (P.9~P.10)
6. 社会福祉協議会のご案内・岡山県内の市町村社会福祉協議会一覧 (P.11~P.12)
7. 自立相談支援機関のご案内・相談窓口一覧 (P.13~P.14)
8. 住所、氏名の変更がある場合について (P.15)
9. ホームページのご案内 (P.15)
10. その他、留意事項 (P.16)
11. お問い合わせ先 (P.16)

同封資料

- ・償還免除提出書類チェックリスト
- ・特例貸付にかかる貸付金償還免除手続きのご案内(本冊子)
- ・貸付金償還免除申請書(様式1-1) ※貸付種類ごとに申請書を同封しています。
- ・申請用返信封筒

1. 償還免除の判定年度・対象等について

償還免除は、資金種類それぞれの償還開始年度毎に、申請に基づいて償還免除の判定を行います。**借受人及び世帯主の住民税「所得割・均等割いずれも」が非課税**である世帯については、免除申請書などの必要な書類を送付し、岡山県社会福祉協議会から償還免除決定が通知されることで、貸付金の償還（借りているお金を返すこと）が免除となります。

資金種類	償還免除判定年度		
	令和4年度 (償還初年度目)	令和5年度 (償還2年度目)	令和6年度 (償還3年度目)
緊急小口資金	20万円		
総合支援資金 初回貸付分	45万円 (単身世帯) 60万円 (複数世帯)		
総合支援資金 延長貸付分	—(据置期間延長)→	45万円 (単身世帯) 60万円 (複数世帯)	
総合支援資金 再貸付	— (据置期間延長) →		45万円 (単身世帯) 60万円 (複数世帯)

※金額については、貸付金の上限額を記載しています。

一括免除

一括免除

一括免除

判定対象となる課税要件	令和3年度 または 令和4年度の 住民税非課税 (均等割・所得割)	令和5年度の 住民税非課税 (均等割・所得割)	令和6年度の 住民税非課税 (均等割・所得割)
判定予定時期 (期間)	令和4年6月～ 令和4年8月末	令和5年6月～ 令和5年8月末	令和6年6月～ 令和6年8月末
償還免除のご案内通知時期	令和4年4月～ 令和4年5月頃	令和5年4月～ 令和5年5月頃	令和6年4月～ 令和6年5月頃

上記の判定時期に、住民税（均等割・所得割）が非課税となっていない方で、それ以降に非課税となった方も、その非課税とわかる証明書を添付して償還免除申請を行うことができます。

この申請により免除が決定した場合は、償還免除を申請した月以後、最初に到来する償還日以降の償還額が一括して免除となります。

その他、償還免除に関する内容（要件等）を次ページ以降に掲載しておりますので、ご確認ください。

2. 償還免除要件について

以下のいずれかの要件に該当する場合は、貸付金の全部、または、一部を償還免除（債務の返済免除）といたします。

償還免除を希望する方は、同封の免除申請書に必要事項を記入し、必要書類を同封したうえで、送付先まで郵送いただきますよう、よろしくお願いいたします。

償還免除要件	償還免除額の対象
要件① 借受人及び世帯主の令和3年度、または、令和4年度の住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税と証明されている方	全 額 ※すでに償還した貸付金は、免除対象外になります。

📄 手続方法：4ページ以降をご覧ください。

償還免除要件	
要件② 借受人が死亡した場合 要件③ 借受人の失跡の宣告がされている場合 要件④ 自己破産、または個人再生の手続きを行い、免責が確定した場合	
※一部の方が対象となる「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理が成立する場合などの免除規程は、直接お問い合わせください。 詳しくは厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付の申請受付期限の延長及び償還免除に関する取扱について」にて、ご確認ください。	
📄 償還免除の対象となります。（すでに償還した貸付金は免除対象外になります）	
償還免除要件②③④の方は、お手数ですが必要書類や手続きについて、直接ご案内いたしますので、下記までご連絡ください。	
ご連絡先	岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター TEL. 050-5526-9479 受付時間：9：00～17：00（平日）

3. 償還免除申請に伴う提出書類、送付先について

要件①：借受人及び世帯主の令和3年度、または、令和4年度の住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税と証明されている方

㊦貸付金償還免除申請書（様式1-1）

⇒ 各項目に☑、および記入ください。

㊧現在の世帯全員分が記載された住民票の写し

- ・続柄として**世帯主の表記**があるもの
- ・免除申請時点から3か月以内に発行のもの
- ・マイナンバー記載なし

㊨借受人および世帯主の、同年度の住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税とわかる証明書（原本）☞ 詳しくは、9～10ページをご覧ください。

以上の書類（㊦㊧㊨）を、令和5年3月31日までに、下記まで送付ください。
なお、特定記録郵便等の配達状況が記録できる方法でお願いします。

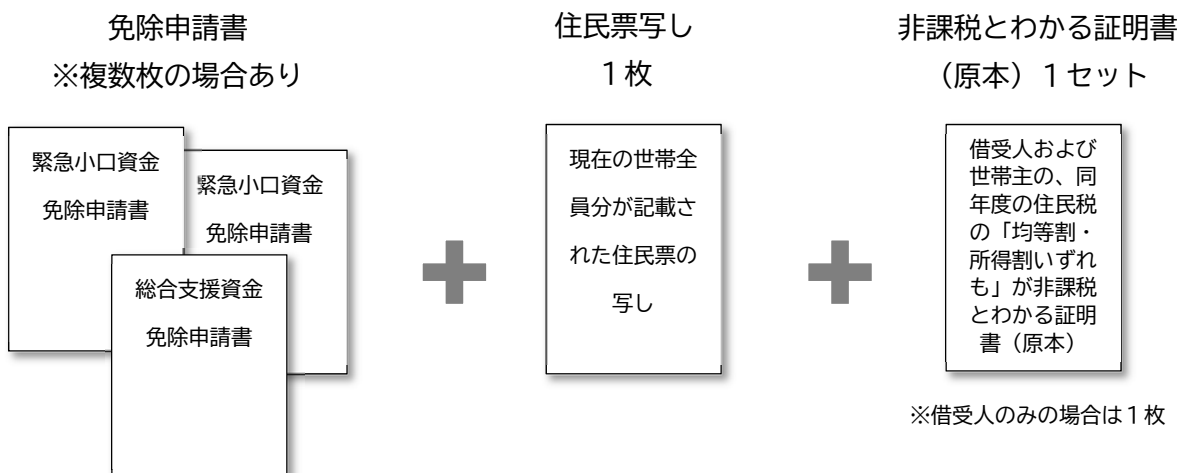
送付先 ☎700-0826 岡山市北区磨屋町1番6号 岡山磨屋町ビル7階
岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター 宛

【必要書類の留意事項】

償還免除申請書が2種類（緊急小口資金特例貸付と総合支援資金特例貸付）同封されている方は、両方の貸付金を借りられています。

㊦の貸付金償還免除申請書（様式1-1）は、すべての免除申請書に記入いただく必要があります。

㊧の現在の世帯全員分が記載された住民票の写し、㊨の借受人および世帯主の、同年度の住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税とわかる証明書（原本）については、㊦の免除申請書が複数枚であっても1セットの提出で構いませんが、㊦の貸付金償還免除申請書（様式1-1）と必ず一緒に送付ください。



【要件①に該当する方へ】免除申請書（様式1-1）の「世帯状況」の選択について

要件①「借受人及び世帯主の令和3年度、または、令和4年度の住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税と証明されている方」による免除の対象であることを確認された場合、免除申請書（様式I）の「世帯の状況」について、フローチャートの結果により☑箇所が異なりますので、下の表を確認ください。

㉑ に該当	⇒ 「現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯」に☑
㉒ に該当	⇒ 「現在、借受人が世帯主である」に☑
㉓ に該当	⇒ 「左記のいずれにも当てはまらない場合」に☑

★ (様式1-1) 償還免除要件①の方へ

令和4年度 緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書

緊急小口資金 分 (社協記入欄)

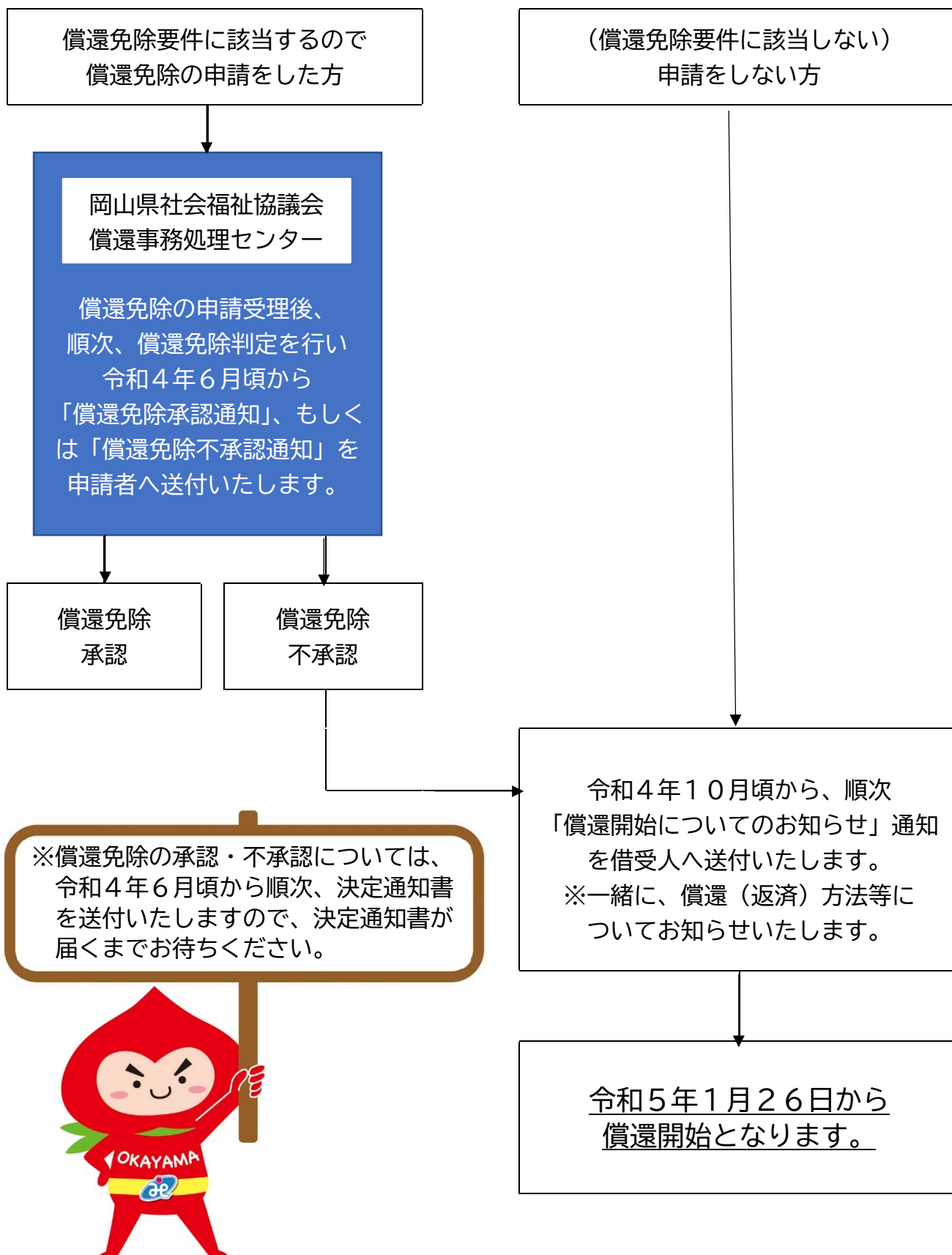
※太枠内をすべてご記入ください。

資金の種類	緊急小口資金	貸付金額	200000円
氏名	岡山 桃太郎		
免除申請額	200000円	免除申請理由	住民税の均等割・所得割いずれも非課税
世帯の状況 ※いずれかのひとつに該当する	<input type="checkbox"/> 現在、私(借受人)が世帯主である <input checked="" type="checkbox"/> 現在、私(借受人)以外の者が世帯主であり、かつ現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯(現在は同一世帯) <input type="checkbox"/> 現在、私(借受人)以外の者が世帯主であるが、DVによる避難等により世帯主の所得証明書を取得できない <input type="checkbox"/> 左記のいずれにも当てはまらない場合		
必要書類	● 貸付金記載された住民票の写し ● 世帯主の氏名・続柄の記載があるもの ● 令和4年度の住民税非課税がある証 ● 免除申請書 様式1-1(この書類) ● 現在の世帯全員が記載された住民票の写し(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの) ● 借受人および世帯主の令和3年度、もしくは令和4年度(同年度)の住民税均等割・所得割		

DV（ドメスティックバイオレンス）のため避難していることなどにより、世帯主の所得証明書を取得できない場合や、住民票記載地と現居住地が異なる場合など、やむを得ない事情があり、きめ細かな配慮が必要な場合には、借受人のみの住民税が非課税となっていることでも個別に対応します。

上記のような状況の場合は「現在は借受人以外の者が世帯主であるが、DVによる避難等により世帯主の所得証明書を取得できない」に☑を入れてください。

4. 償還免除判定結果の通知、および償還（返済）開始について



5. 住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税とわかる証明書の取得方法について

1) 住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税とわかる証明書（以下、「非課税とわかる証明書」という。）とは

自治体（市区町村）が発行する個人の課税額について証明する書類を指します。

非課税である場合には、その旨が記載されている場合や、税額が0円と記載されたものになります。

自治体（市区町村）によって、「市県民税（所得・課税）証明書」「所得証明書」「課税証明書」等の書類の役割を兼ねている場合がありますので、各自治体にてご確認ください。

※住民税の「均等割」「所得割」とは？

住民税は「均等割」と「所得割」で成り立っています。

「均等割」：所得の額にかかわらず均等の税額で課されるもの

「所得割」：前年の所得に応じて課税されるもの

「均等割」については、前年の所得金額が一定の金額以下（たとえば、給与収入のみの場合、年収100万円以下）の人や生活保護法による生活扶助を受けている方などは、均等割は課されません。

住 民 税

||

均 等 割

+

所 得 割

（岡山県内の市町村窓口）

岡山市役所	各区市税事務所	管理係
倉敷市役所	税制課・各支所	
津山市役所	税制課	
玉野市役所	税務課	
笠岡市役所	税務課	
井原市役所	税務課	
総社市役所	税務課	
高梁市役所	税務課	
新見市役所	税務課	
備前市役所	税務課	
瀬戸内市役所	市民課	
赤磐市役所	税務課	
真庭市役所	税務課	
美作市役所	税務課	

浅口市役所	税務課
和気町役場	税務課
早島町役場	税務課
里庄町役場	町民課
矢掛町役場	町民課
新庄村役場	総務企画課
鏡野町役場	住民税務課
勝央町役場	税務住民部
奈義町役場	税務住民課
西粟倉村役場	総務企画課
久米南町役場	税務住民課
美咲町役場	住民税務課
吉備中央町役場	住民課

市町村によっては、各支所や各振興局、地域局、連絡所、出張所、地域センター等でも取得ができる場合がありますので、ご確認ください。

2) 非課税とわかる証明書の取得方法（手続き方法・費用）は

非課税とわかる証明書は、自治体（市区町村）に発行請求することで取得できます。

まずは、各自治体（市区町村）の「税証明書交付申請書（自治体によって名称が異なる場合があります）」により、発行手続きを行って取得してください。

なお、各自治体の窓口で発行手続きを行う場合は、運転免許証等の身分証明書や印鑑を用意する必要があります。また、窓口に行く人が代理人の場合は、本人の委任状が必要です。

手数料として、証明書一通につき、300円程度（各自治体により異なります）が必要になります。

※証明書の発行手続きをする自治体は、その年の1月1日時点で本人が住所を置いていた自治体で発行されますので、ご注意ください。

（窓口以外での取得方法）

○郵送でも可能

郵便で請求することができる市町村がありますので、ご確認ください。

○コンビニでも可能

マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスを実施している市町村がありますので、ご確認ください。

3) いつ時点の非課税とわかる証明書を取得すればよいのか

償還初年度となる令和4年度は、緊急小口資金と総合支援資金（初回貸付分）についての償還免除判定を行います。

住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税である「令和3年度」または「令和4年度」の証明書を取得してください。

▶ 令和3年度：令和3年6月に市町村の窓口で発行可能となっております。
令和2年1月～12月の所得状況によるものになります。
▶ 令和4年度：令和4年6月頃に、市町村の窓口で発行可能となります。
令和3年1月～12月の所得状況によるものになります。

4) その他

○確定申告や年末調整をしていない場合、住民税の申告をしなければ、課税証明書および非課税証明書は発行されない場合があります。住民税の申告方法については、お住まいの市町村の税務課等にお問い合わせください。（※P.9 岡山県内の市町村窓口参照）

6. 社会福祉協議会のご案内・岡山県内の市町村社会福祉協議会一覧

特例貸付のお金を借りたけど、
生活がうまくいかない…。
介護、障害、子育てなどの
支援で解決できることがある
かもしれません。
一人で悩まないで、
まずは相談してみませんか？

社会福祉協議会では、誰もが安心して、住み慣れた地域で、
その人らしい自立した生活が送れる福祉のまちづくりを目指しています。

社会福祉協議会ではできないことも、
関係支援機関等へつないだり、
連携して相談に対応します。



介護

福祉

障害

子育て

相談窓口

お住まいの市町村にある社会福祉協議会

※裏面に連絡先の一覧表があります。

岡山県内の市町村社会福祉協議会一覧

NO		社協名	郵便番号	住所1	住所2	電話番号
1	岡山市	岡山市社会福祉協議会	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1	岡山市保健福祉会館内	070-4442-5980 070-3996-1950
2	倉敷市	倉敷市社会福祉協議会	710-0834	倉敷市笹沖180	くらしき健康福祉プラザ内	086-434-3301
		倉敷市社会福祉協議会 水島事務所	712-8062	倉敷市水島北幸町1-1	水島支所内	086-446-1900
		倉敷市社会福祉協議会 児島事務所	711-0912	倉敷市児島小川町3681-3	児島支所内	086-473-1128
		倉敷市社会福祉協議会 玉島事務所	713-8121	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1	玉島支所内	086-522-8137
		倉敷市社会福祉協議会 真備事務所	710-1301	倉敷市真備町箭田1161-1	真備保健福祉会館内	086-698-4883
3	津山市	津山市社会福祉協議会	708-0004	津山市山北520	津山市総合福祉会館内	0868-23-5130
4	玉野市	玉野市社会福祉協議会	706-0001	玉野市田井5-22-1	玉野総合福祉センター内	0863-31-5601
5	笠岡市	笠岡市社会福祉協議会	714-0098	笠岡市十一番町15	老人福祉センター内	0865-62-3507
6	井原市	井原市社会福祉協議会	715-0019	井原市井原町1110	井原市総合福祉センター内	0866-62-1484
7	総社市	総社市社会福祉協議会	719-1131	総社市中央1-1-3	総社市総合福祉センター内	0866-92-8555
8	高梁市	高梁市社会福祉協議会	716-0029	高梁市向町21-3	高梁総合福祉センター内	0866-22-7243
9	新見市	新見市社会福祉協議会	718-0016	新見市金谷640-1	新見市地域福祉センター内	0867-72-7306
10	備前市	備前市社会福祉協議会	705-0022	備前市東片上126番地	備前市役所2階	0869-64-3033
11	瀬戸内市	瀬戸内市社会福祉協議会	701-4246	瀬戸内市邑久町山田庄862-1	瀬戸内市総合福祉センター内	0869-22-2940
12	赤磐市	赤磐市社会福祉協議会 赤磐市くらし・しごと応援センター 「あすてらす」	709-0898	赤磐市下市344	赤磐市社会福祉事務所内	086-955-5500
13	真庭市	真庭市社会福祉協議会	719-3201	真庭市久世2928	久世保健福祉会館1階	0867-42-1005
14	美作市	美作市社会福祉協議会	707-0014	美作市北山390-2		0868-73-0330
15	浅口市	浅口市社会福祉協議会	719-0243	浅口市鴨方町鴨方73		0865-44-7744
16	和気町	和気町社会福祉協議会	709-0495	和気郡和気町尺所555	和気町総合福祉センター内	0869-93-2002
17	早島町	早島町社会福祉協議会	701-0303	都窪郡早島町前湯249-1	地域福祉センター「オアシス早島」内	086-482-3000
18	里庄町	里庄町社会福祉協議会	719-0301	浅口郡里庄町大字里見1107-2	老人福祉センター内	0865-64-7218
19	矢掛町	矢掛町社会福祉協議会	714-1201	小田郡矢掛町矢掛3016-1	農村環境改善センター内	0866-82-0848
20	新庄村	新庄村社会福祉協議会	717-0201	真庭郡新庄村1998-1	ふれあいセンター内	0867-56-2001
21	鏡野町	鏡野町社会福祉協議会	708-0333	苫田郡鏡野町古川439-1	鏡野町福祉センター内	0868-54-1243
22	勝央町	勝央町社会福祉協議会	709-4334	勝田郡勝央町平242-1	勝央町総合保健福祉センター内	0868-38-2160
23	奈義町	奈義町社会福祉協議会	708-1323	勝田郡奈義町豊沢327-1	保健相談センター内	0868-36-6363
24	西粟倉村	西粟倉村社会福祉協議会	707-0503	英田郡西粟倉村影石95-3		0868-79-2561
25	久米南町	久米南町社会福祉協議会	709-3614	久米郡久米南町下弓削515-1	保健・福祉センター内	086-728-2000
26	美咲町	美咲町社会福祉協議会	709-3717	久米郡美咲町原田3108-10	美咲町中央ふれあいセンター内	0868-66-2940
27	吉備中央町	吉備中央町社会福祉協議会	716-1122	加賀郡吉備中央町竹荘541	デイサービスセンターしらさぎ内	0866-54-1818

7. 自立相談支援機関のご案内・相談窓口一覧

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

お住まいの市町村では相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。

おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせください。



※裏面に連絡先の一覧表があります。

岡山県内の自立相談支援機関 相談窓口一覧

自治体名	窓口名	事業実施者（※1）	住所	電話番号
岡山市	岡山市寄り添いサポートセンター	社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会	岡山市北区大供3-1-18 KSB会館4階	0800-200-8730
倉敷市	倉敷市生活自立相談支援センター	社会福祉法人 めやす箱	倉敷市阿知1丁目7番2-804-2号 くらしきシティプラザ西ビル8階	086-427-1288
津山市	津山市自立相談支援センター		津山市山北520	0868-32-2133
玉野市	玉野市生活支援相談窓口		玉野市宇野1丁目27番1号	0863-32-5555
笠岡市	笠岡市生活総合支援センター		笠岡市笠岡1866-1	0865-69-2015
井原市	井原市 福祉課生活福祉係		井原市井原町311番地1	0866-62-9526
総社市	総社市生活困窮支援センター	社会福祉法人 総社市社会福祉協議会	総社市中央1丁目1番3号	0866-92-8374
高梁市	高梁市生活あんしんサポートセンター	社会福祉法人 高梁市社会福祉協議会	高梁市向町21番地3	0866-22-9111
新見市	新見市生活相談支援センター	社会福祉法人 新見市社会福祉協議会	新見市金谷640-1	0867-88-6588
備前市	備前市福祉事務所		備前市東片上126	0869-64-1826
瀬戸内市	瀬戸内市生活相談支援センター	社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会	瀬戸内市邑久町山田庄862-1	0869-24-7714
赤磐市	赤磐市くらし・しごと応援センター あすてらす	社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会	赤磐市下市344	086-955-0552
真庭市	真庭市 健康福祉部福祉課		真庭市久世2927-2	0867-42-1581
美作市	美作市総合相談支援センター	社会福祉法人 美作市社会福祉協議会	美作市北山390-2	0868-73-0330
浅口市	浅口市福祉事務所		浅口市鴨方町鴨方2244-26	0865-44-7007
西粟倉村	西粟倉村福祉事務所		英田郡西粟倉村影石95-3	0868-79-7100
美咲町	美咲町 自立相談支援窓口	社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会	久米郡美咲町原田2150番地 美咲町中央保健センター内	0868-66-0970
新庄村	新庄村 住民福祉課		真庭郡新庄村2008-1	0867-56-2646

自治体名	窓口名	お住いの町	住所	電話番号
岡山県	備前県民局福祉振興課	和気町、吉備中央町	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3967
	備中県民局福祉振興課	早島町、里庄町、矢掛町	倉敷市羽島1083	086-434-7055
	美作県民局福祉振興課	鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町	津山市椿高下114	0868-23-1293

8. 住所、氏名の変更がある場合について

住所、もしくは氏名の変更があった場合は、岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センターまでご連絡いただき、「住所・氏名変更届」を取り寄せてください。

※下記ホームページから様式をダウンロードすることもできます。

取り寄せしている間に、必要な添付書類である、住民票原本（世帯全員分、マイナンバー記入なし、届出時点から3か月以内に発行のもの）を取得してください。

※住所変更の場合は、新しい住所（転居先）の住民票原本、氏名変更の場合は、新しい氏名の住民票原本が必要になります。

作成した「住所・氏名変更届」と住民票原本を、岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センターへ提出してください。

9. ホームページのご案内

1) 検索サイトから「岡山県社会福祉協議会」と入力し、検索してください。

🔍 検索

2) 岡山県社会福祉協議会のホームページを開き、トップページ上部にある「岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター」のバナーをクリックしてください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等特例貸付に係る

岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センターのご案内

もしくは、「岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター」にリンクをはっている場合は、そちらからでも可能です。

3) 償還事務処理センタートップページの下部にある、



○借受人の住所・氏名に変更があった場合

⇒ 「住所・氏名変更届(特例貸付用)」

○借受人の方が亡くなられた場合

⇒ 「死亡届(特例貸付用)」

をクリックしてダウンロードすることができます。



岡山県社会福祉協議会
ホームページ
QRコード

10. その他、留意事項

【申請書について】

- 申請書類は、温度変化によりインキが無色になる特殊な性質を持ったインキを搭載するボールペン等は、使用しないでください。
(例：フリクションインキを搭載したボールペン等)
- 記入した貸付金償還免除申請書はコピーしたものでなく原本を提出いただき、各自、控えをおとりください。

【郵送について】

- 必要書類がすべて同封されているかどうかなど、「償還免除提出書類チェックシート」で必ずご確認ください。
- 同封の返信用封筒をご利用いただき、ご送付ください。
- 郵送料については、ご負担願うとともに、特定記録郵便等の配達状況が記録できる方法で、郵送願います。

【送付期限について】

- 令和5年3月31日(金) 必着となっております。

11. お問い合わせ先

- 貸付金の償還(返済)に関すること
- 償還免除に関すること
- その他、お聞きになりたいことがありましたら、下記までご連絡ください。



岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター

TEL. 050-5526-9479

受付時間：9：00～17：00（平日）